

令和5年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和5年11月14日（火）
【開会】 13時30分
【閉会】 16時14分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 石井 孝	委員 野村 浩子
委員 芳川 玲子（オンライン参加）	委員 森川 多供子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一
教育政策室長 岩上 淳
教育環境整備推進室長 吉永 太
職員部長 北川 友明
学校教育部長 小澤 毅夫
生涯学習部長 大島 直樹
総合教育センター所長 鈴木 克彦
庶務課長 鷹嘴 将行
庶務課担当課長 伊藤 卓巳
教育政策室担当課長 豎月 基

指導課長 古俣 和明
教育環境整備推進室担当課長 井川 秀雄
庶務課担当係長 桐生 真由美
地域教育推進課長 二瓶 裕児
地域教育推進課担当係長 永田 光太郎
地域教育推進課課長補佐 北村 美幸
教育環境整備推進室担当課長 森 真二
教育環境整備推進室担当係長 山崎 瑞穂
教育環境整備推進室職員 山口 皓平
学事課長 新田 憲

調査・委員会担当係長 高木 直子
書記 長谷川 俊太

学事課課長補佐 米岡 祐哉
教育政策室担当係長 寺島 志保
教職員人事課担当課長 本波 直人
教職員人事課担当係長 宮嶋 恵太
教職員人事課長 細見 勝典
教職員人事課担当課長 小林 格
教職員人事課課長補佐 石田 隆由
文化財課長 竹下 研
文化財課課長補佐 小柳津 貴子

【署名人】

委員 野村 浩子	委員 森川 多供子
----------	-----------

(1 3 時 3 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、芳川委員がオンラインで参加されていますので、「川崎市教育委員会会議規則」第4条第3項の規定により、芳川委員は会議に出席しているものとみなし、教育長及び在任委員の過半数である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、13時30分から16時15分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

8月の臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は、配付のとおりでございますが、報告事項No. 6から報告事項No. 10まで及び議案第33号は、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、報告事項No. 11、報告事項No. 12及び議案第32号は、人事、賞罰等、職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、議案第31号は、訴訟審査請求その他の争訟に関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第3号に該当するため、同条ただし書の規定により、これらの議案等を非公開とすることに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手ということで、よって、これらの議案等は、非公開とすることに決定いたしました。
なお、報告事項No. 6から報告事項No. 10まで及び議案第33号につきましては、期日後は公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。野村委員と森川委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 叙位・叙勲について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

よろしくをお願いいたします。

「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」、御報告をいたしますので、お手元のタブレット端末を御覧いただきまして、ファイルナンバー01、報告事項No. 1をお開き願います。

こちらの資料に記載されておりますのは、令和5年4月から令和5年9月までの間に、受章が確定された方々でございます。春の叙勲を受けられた方が1名、死亡叙位を受けられた方が1名、高齢者叙勲を受けられた方が7名となっております。それぞれ受章された方々の氏名等につきましては、資料に記載されたとおりでございます。いずれの先生方も、長年にわたり教育の発展に力を尽くされ、その功労に対しまして、今回、叙位・叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No. 1につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1は終了といたします。

報告事項No. 2 令和5年第4回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 令和5年第4回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、「報告事項No. 2 令和5年第4回市議会定例会について」、御報告をさせていただきます。

02、報告事項No. 2のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。

「令和5年第4回市議会定例会 議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和5年9月4日から10月13日まで開会されました市議会定例会に提出された議案の一覧でございます。このうち、教育委員会に関係する議案といたしましては、4ページを御覧いただきまして、議案第125号「川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第126号「川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」、7ページを御覧いただきまして、議案第134号「令和5年度川崎市一般会計補正予算」、10ページを御覧いただきまして、議案第143号「令和4年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について」の4議案がございまして、10月13日の本会議におきまして、採決が行われました。結果につきましては、いずれの議案も原案のとおり可決及び認定されたものでございます。

続きまして、18ページを御覧ください。

「令和5年第4回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。代表質問は、9月13日、14日の2日間で行われ、資料は、各会派からの代表質問の要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会に対する質問を網かけにしております。自民党からの質問といたしましては、「令和5年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験について」、「令和5年度全国学力・学習状況調査結果について」などがございました。32ページまで、それぞれ、みらい、公明党、共産党、維新の会の順で各会派の質問を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、33ページを御覧ください。

「令和5年第4回市議会定例会 決算審査特別委員会文教分科会発言要旨」についてでございます。決算審査特別委員会文教分科会は、9月27日に行われ、10名の委員から22項目の質問がございました。34ページまで、各委員の質問要旨を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、35ページを御覧ください。

「令和5年第4回市議会定例会 決算審査特別委員会総括質疑発言者及び発言要旨」についてでございます。決算審査特別委員会総括質疑は、10月5日に行われ、資料は、各会派及び無所属各委員からの質問要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会に対する質問を網かけにして38ページまで掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

以上で、令和5年第4回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただ今の説明から、本件は、令和5年第4回市議会定例会に提出した議案の採決結果及び市議会での質問要旨の報告でございましたので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

報告事項No. 3 市議会請願・陳情審査状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹嘴庶務課長】

それでは、引き続き、「報告事項No. 3 市議会請願・陳情審査状況について」御報告をさせていただきます。

03、報告事項No. 3のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。

「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」でございますが、こちらは、文教委員会に付託されました請願・陳情の一覧でございます。本日は、前回御報告をいたしました、令和5年8月8日開催の教育委員会定例会以降に、文教委員会に付託及び審査されました請願・陳情につきまして、御報告を申し上げます。

初めに、2ページ一番上、陳情第10号「川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情」でございます。本件陳情につきましては、上から3番目、令和5年7月20日に提出されま

した陳情第21号「川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情(その2)」と陳情の要旨が同内容であることから、10月6日の文教委員会で併せて審査が行われました。審査の結果でございますが、委員から、「教育委員会は、要綱や規則に基づいて的確に対応してきている」などの意見から、陳情第10号及び陳情第21号ともに不採択となりました。なお、4ページから9ページまでに陳情第10号の陳情書、12ページから16ページまでに陳情第21号の陳情書を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、2ページにお戻りをください。上から2番目、請願第2号「教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを求める請願」でございます。

本件請願につきましては、令和5年8月30日の文教委員会で審査が行われました。審査の結果でございますが、委員から、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針が令和4年度に策定され、現在、その改革の取組が進行しており、また教員の欠員問題についても、一般任期付教員採用等の補充に向けた確保策も進められているところであることから、取り組んでいる改革の推移を見守っていく必要がある」などの意見から、継続審査となりました。なお、10ページから11ページまでに請願第2号の請願書を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、2ページにお戻りください。上から4番目、請願第5号「きめ細やかな教育の実現に向けた定数改善等に係る意見書採択の要請に関する請願」でございます。

本件請願につきましては、令和5年9月1日に提出され、令和5年10月6日の文教委員会で審査が行われました。審査の結果でございますが、委員から、「令和3年度から行われている段階的な学級編制の標準の引下げによる少人数学級の計画的な整備や第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針による取組が、それぞれ進められており、ここで結論を出すのではなく、国の動向や本市の計画、改革の推移を見守る必要がある」などの意見から継続審査となりました。また、請願要旨にございます意見書の提出につきましては、全会一致が条件となりますが、意見書を提出することについて全会一致とならなかったため、提出には至りませんでした。なお、17ページから19ページまでに請願第5号の請願書を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、2ページにお戻りください。ページの一番下、請願第6号「学校給食費の無料化を求める請願」が提出され、文教委員会に付託されました。

こちらの請願第6号につきましては、今後、文教委員会で審査される予定でございます。なお、20ページに請願第6号の請願書を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、3ページを御覧ください。ページの一番上、陳情第27号「市民館・図書館の指定管理者制度導入の条例変更議案の継続審議を求める陳情」及び上から2番目、陳情第28号「市民館と図書館への指定管理者制度導入にかかわる条例改正に関する陳情」でございます。

本2件の陳情につきましては、いずれも令和5年9月6日に提出され、10月6日の文教委員会で併せて審査が行われました。審査の結果でございますが、前段で行われました市民館、図書館条例の改正に関する議案が、原案のとおり可決されており、また、委員から、「指定管理者制度移行後も、市の多様なニーズへの対応や未利用者へのアプローチ等、制度導入後の在り方を検証評価していくこと、また、市民等からの意見聴取や館運営についても、市がしっかりと責任を持

って、課題に取り組み、社会教育を進めていくということも確認できた。」などの意見から、陳情第27号及び28号ともに不採択となりました。なお、21ページから22ページまでに陳情第27号の陳情書、23ページから24ページまでに陳情第28号の陳情書を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

以上で、市議会請願・陳情審査状況についての報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただ今の説明から、本件は、前回の報告以降に文教委員会に付託・審査された請願・陳情でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

報告事項No. 4 陳情第6号の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 陳情第6号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

教育委員会宛ての陳情を受け付けましたので、御報告いたします。

ファイルナンバー04-1、報告事項No. 4のファイルをお開きください。

資料については、教育委員の皆様には事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、陳情の要旨は、「域内の学校において、4月の新年度準備期間をどの年も暦にかかわらず平日5日以上確保できるようにしてください。」とするものでございます。

本日の教育委員会では、陳情の取扱いについて御協議いただきたいと思います。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただ今、報告がありました陳情第6号の取扱いにつきましては、陳情者が神奈川県外の法人であることから、「川崎市教育委員会請願等取扱要綱」別表9の項、「請願者等が県外のもの」に該当いたしますので、審議を行わないということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいですか。野村委員もよろしいでしょうか。

【野村委員】

はい。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

報告事項No. 5 陳情第7号の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 陳情第7号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

では、教育委員会宛ての陳情を受け付けましたので御報告いたします。

ファイルナンバー05、報告事項No. 5のファイルをお開きいただき、3ページを御覧ください。

資料については、教育委員の皆様には事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、陳情の要旨は、「川崎市稲田小学校におけるプールの注水事故を受けて今後の再発防止のために、以下2点を民間に業務委託することを提案いたします。川崎市小中学校のプールの注水、プールの使用時期及びその1月前後の定期設備点検。川崎市内全ての小中学校へ段階的に推し進めること。」とするものでございます。

本日の教育委員会では、陳情の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ただ今、報告がありました陳情第7号の取扱いにつきましては、今後、審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

傍聴人の方に申し上げます。これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退出いただくようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

では、「報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

ファイルナンバー06、報告事項No. 6の1ページを御覧ください。

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 件名」につきましては、「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」(案)についてでございます。

次に、「(2) 内容」につきましては、教育長の期末手当の年間支給割合を100分の10引き上げるものでございます。2条建てで改正する条例のうち、第1条の改正でございますが、本年の6月分期末手当は既に支給済みであるため、本年12月期の期末手当の支給割合を100分の10引き上げるとともに、来年度分である第2条の改正におきましては、引上げ分の100分の10を6月期と12月期にそれぞれ100分の5ずつ均等に配分する改正となっております。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和5年11月10日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和5年12月期における教育長の期末手当について、支給割合の改定が必要となり、11月27日に開会いたします市議会定例会へ条例議案を提出する必要がございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 6につきましては、承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、承認することに決定いたしました。

報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、「報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、御説明申し上げます。

ファイルナンバー07-1、報告事項No. 7のファイルをお開き、1ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 件名」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」でございます。

次に、「(2) 内容」につきましては、「令和5年第5回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務に係る議案について、異議のない旨の意見を提出した。」ものでございます。なお、令和5年第5回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務に係る議案は、令和5年10月24日の教育委員会定例会にて御承認いただきました、上から三つ目の「川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理者の指定について」のほか、後ほど御説明いたします、「川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、「川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「令和5年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和5年11月10日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和5年11月14日開催の教育委員会定例会以前に、令和5年第5回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務の部分について意見を提出する必要があったことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

それでは、臨時代理を行った議案について、教育に関する部分を御説明させていただきますので、ファイルナンバー07-2、報告事項No. 7資料のファイルをお開きいただき、1ページを御覧ください。

初めに、「川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の議案概要でございます。こちらは、川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた令和5年10月6日付報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の改定を行うため、資料に記載のとおり改正するもので、公布の日から施行となりますが、1(1)のア及び(2)アについては、令和5年4月1日から適用。1(1)のイ及びウ、(2)のイのうち、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当に関する改正の規定については、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、2ページをお開きください。「川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案概要で

ございます。こちらは、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、資料に記載のとおり改正するもので、施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。なお、「川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理者の指定について」は、令和5年10月24日の教育委員会定例会で説明し、御承認をいただいておりますので、本日の説明は割愛をさせていただきます。

次に、3ページをお開きください。「令和5年度川崎市一般会計補正予算」でございます。教育費予算の補正額につきましては、6億8,537万8,000円を増額するものでございます。歳入歳出予算補正の内容といたしましては、特別職給与費、職員給与費及び共済費で人事委員会勧告等に基づき、給料及び職員手当等を増額するものでございます。

次のページ以降は、市議会定例会に提出いたします議案書の案でございますので、後ほど、御覧ください。

恐れ入りますが、ファイルナンバー07-1、報告事項No.7のファイルにお戻りいただきまして、2ページを御覧ください。

令和5年第5回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務の部分におきまして、異議はないものとして市長に回答した文書でございまして、3ページ目には、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.7につきましては、承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたしました。

報告事項No.8 学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針（案）の策定について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.8 学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針（案）の策定について」の説明を、地域教育推進課長、お願いいたします。

【二瓶地域教育推進課長】

地域教育推進課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、「報告事項No.8 学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針（案）の策定について」御説明いたします。

ファイルナンバー08-1、報告事項No.8、概要版をお開きください。

学校施設の更なる有効活用に向けた取組につきましては、本年2月の教育委員会定例会におきまして、進捗状況を報告させていただいたところでございますが、この度、これまでの取組を踏まえ、今後の方向性等につきまして、取りまとめたものでございます。

まず、資料1 ページ上段左、1番、「背景及び策定の目的」でございますが、昭和39年度から学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民の方に開放しておりまして、利用者からは「施設開放」という名称で親しまれております。市民共有の財産として、平日夜間の体育館や、休日ともなれば校庭や体育館は多くの利用に供しておりますけれども、特別教室等は利用頻度が低いことから、これまでに新たな活用方法について、様々な取組を実施してきたところでございます。

次に、2番、「学校施設有効活用の現状」でございますが、施設開放の運営に当たりましては、資料下段左にございますように、学校ごとに地域住民を中心に構成された学校施設開放運営委員会を設置し、利用調整など、円滑な施設開放のために取り組んでいただいているところでございます。

資料上段右に移りまして、3番、「学校施設の有効活用に係るニーズ等の調査」でございますが、新たな利用方法の掘り起こし等を目的に市民アンケート等を実施してまいりました。その結果、4割以上の方が、学校施設が開放されていることを知らなかった、約7割の方が、特別教室等を利用してみたいとの声がありました。また、利用のための手続の簡素化や、いつ学校施設が空いているか、予約状況の可視化を求める声が多数ございました。こうした声は、現状、各種申請等が全て紙ベースで運用されており煩雑であること、また、学校が使えるといった情報発信が不足していたものと事務局としても受け止めております。その後、アンケート回答者を主な対象としたワークショップをはじめ、地域のNPOと連携した体験講座や、お試し開放イベントを実施してまいりました。どのイベントも、身近な学校で実施したこともあり、地域の子どもたちに多数御参加いただきました。また、お試し開放をきっかけに、地元の学校を利用する流れも生まれてきております。

資料2 ページをお開きください。市民アンケートの結果等を踏まえ、4番、「学校施設の更なる有効活用に向けた検証」といたしまして、利用手続の簡素化及び予約状況の可視化、鍵の受渡しに伴う負担及びリスクの低減を図るため、実証実験を行ってまいりました。具体的には、一部の学校におきまして、ICTを活用した予約システムやスマートロックを試行的に導入したものでございます。

資料下段左に移りまして、「検証結果」でございますが、実際に導入した学校では、利用者及び教職員の双方から、「負担が軽減された」との声をいただきました。本実証実験の運用は、現在も継続しておりますが、順調に運用されております。負担が軽減された一方で、更なる電子化やトラブルが発生した場合の対応窓口などが課題として挙げられ、また、学校と利用者の顔の見える関係が構築できる学校施設開放運営委員会の仕組みは残してほしいとの声がありました。

資料上段右に移りまして、5番、「今後の取組の方向性」でございますが、学校施設を「もっと使ってもらおう」、「使いやすくする」、「みんなで使う」を基本コンセプトとしてまいりたいと考えております。

下段右の「もっと使ってもらおうための取組」でございますが、情報発信の強化をはじめ、煩雑な手続の整理、使いたい市民と使える学校のマッチング支援に取り組んでまいります。また、開放可能な施設環境にある特別教室等の開放を、順次拡大してまいります。

3 ページをお開きください。資料上段左、「使いやすくするための取組」でございますが、全校

での早期のICT化を見据え、予約システムはクラウド型、スマートロックについては、学校施設の扉の形状に留意しながら、最適なものを選定してまいります。資料に記載はございませんが、こうした仕組みは、既に神戸市での学校施設開放をはじめ、各自治体の公民館等で運用されていることや、本市といたしましても、実証実験から得られた結果によりまして、実現性や妥当性について可能であると判断しているところでございます。予約システムとスマートロックは、機能連動しておりまして、利用予約ごとに発行される暗証番号で解錠する仕組みでございます。なお、震災発生時などには、学校は避難所にもなりますので、既存の物理鍵も併用できる仕組みを整えてまいります。

資料上段右に移りまして、「みんなで使うための取組」でございますが、表の左が現行の運営体制でございます。各学校におきまして、地域住民を中心に構成された学校施設開放運営委員会を設置し、開放施設の管理や指導を担っていただくこととしており、本市からの業務委託の形態を取っております。しかしながら、地域の一部の方だけが長期にわたり管理者や指導員を担い続けている学校や、一部の学校では、担い手不足により開放事務等を教職員が担ってしまっているといった実態がございます。

その右に参りまして、今後は、これまで管理者や指導員等が担っていた各種書類の作成や鍵の管理等の委託業務は、予約システム及びスマートロックによるICT化へ移行しながら見直しを図ってまいります。ただし、学校と利用者の顔の見える関係の構築は、引き続き必要であるため、利用調整等の役割は残しつつ、利用者による相互協力を前提とした仕組みへ、順次移行してまいります。

次に、資料下段右に移りまして、6番、「受益者負担の考え方」でございます。現状、夜間を除く校庭及び特別教室等には、使用料を設定しておらず、開放施設ごとに、使用料設定の考え方にバラつきがある状況でございます。今後は、全庁的な「使用料・手数料設定基準」の考え方に基づき、使用料設定の考え方を見直ししてまいります。

4ページをお開きください。使用料設定における「原価算定の対象経費」でございます。「使用料・手数料の設定基準」では、全てのイニシャルコスト及びランニングコストが対象経費とされておりますが、学校施設は、市民利用を目的に設置された施設とは、その性質が大きく異なるため、施設開放に係る部分のみを対象経費の範囲としてまいります。具体的な「受益者負担と公費負担」の割合につきましては、提供しているサービスの内容が類似する市民館等における割合を参考にしております。なお、現在の市民館等では、対象経費の25%程度を受益者負担として設定しているところでございます。今後の使用料設定の考え方につきましては、開放施設の利用による受益は、施設の種類によって異なるものではないことから、これまで無料であった施設も含めて見直し、全ての開放施設に対して使用料を設定してまいります。

資料上段右側に移りまして、「今後の使用料設定のイメージ」でございますが、今後は、ICT化による利便性の向上を図りながら、予約システムの利用等に係る経費の一部につきまして、利用者の方に負担をお願いするものでございます。なお、現在の規則で定められております、子ども会など子どもの健全育成を目的とする団体や、障害者の社会参加を目的とする団体による利用に対する減免や免除の考え方につきましては、今後も同様と考えております。

資料下段右側、7番、「今後のスケジュール」でございますが、来月上旬に文教委員会へ報告した後、来月11日からパブリックコメント等の手続を経て、成案とする予定でございます。特に、令和6年度は、システム構築とともに、利用者をはじめとする市民向けに説明会を開催するなど、

丁寧に説明してまいります。令和7年度以降は、予約システム等を含め、本格的な運用を開始する予定でございます。

最後に、実施方針案の本編、アンケート結果などの資料編、意見募集の概要を添付しておりますので、こちらは後ほど御参照ください。

説明は、以上でございます

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうも分かりやすい資料と御説明ありがとうございました。

気になる点、1点だけなんですけども、利用料の件なんですけど、今、御説明いただきましたように、受益者負担を導入するということですね。公共施設を利用されるときに負担の在り方というのが、受益者というのは、自らの楽しみであったり、生きがいであったり、自己実現であったり、学びであったりのために利用するケースがほとんどでしょうから、受益者負担の考え方を導入すること自体は、必要な考え方だとは思いますが、それとともに、そこで学んだこととか、あるいは、その活動でできた地域でのつながりとかということを見ると、必ずしも受益者だけにこの成果が、メリットが行くだけではなくて、地域に対する波及効果は当然考えられるので、全面的に全て受益者負担ではなくて、一部受益者が負担するという考え方について、私は納得いたしております。ただ気になるのが、今まで無料で借りていたところも、利用料が発生するということになると思いますので、通常の職業を持っている人であれば、一部、何百円かぐらいは払うというのは、大丈夫な方が多いのではないかと思いますけれども、本当に収入のない方、例えば主婦専業の方であるとか、そういうような方の場合、本当に10円でも50円でも出すのは、結局、家計から出すということになるので、とても厳しいという。要するに、家族の理解が得られにくいということがあるということは、よく聞かれる話であります。ですので、今まで無料だった施設に対して、受益者負担というものの考え方を導入するときに、利用者の戸惑いとか反発とか、どれぐらい予想されるのか、その辺り、今までの御経験から何かあれば教えていただきたいというのが一つです。

もう一つは、市民館も利用料が設定されていると思いますが、その減免の考え方というのはどうなっていたか、ちょっと確認をしたいんですけども、教えていただくとありがたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

では、お願いいたします。

【二瓶地域教育推進課長】

1点目、利用者の声なんですけども、実は遡れば、平成21年度に包括外部監査の結果がありまして、そこで、受益者負担については指摘をされております。ただ、この間、やはり一番照明

代という分かりやすいところで電気料だけを設定してきた、または、使用料以上に徴収経費が上回ってしまうというきらいから、設定はしてこなかったという実態があります。ただ、近隣を見ますと、やはり政令市、これは、実はすごいばらつきがございまして、利用料無料のところもあれば、会議室を含めて、隣の多摩川を渡った大田区もそうなんですが、有料としているところが多いです。そうした中で、実は地域の方からも、数多くではないんですけども、なぜ川崎市は使用料を取らないんですかみたいな声も、実は寄せられたことがあって、なので、これはもういろいろな御意見が出てくるかと思っております。今後、減免の考え方を整理するとともに、我々、やはり丁寧に、このシステムを入れて維持していくためには、必要なものだというのを、丁寧に市民の皆様にお伝えしていく。そんな責務があるものと考えております。いろいろな御意見があることは承知しておりますので、とにかく丁寧に対応していきたいというのが、我々の今の考えでございます。確かに無料であることには、今まで利用していた方にはそれにこしたことはないんですけども、やはりみんなで維持をしていく、みんなのものだという考えの下、そこはちょっと我々、丁寧にお願いしていかざるを得ないかなと思っております。

それからあと、市民館等の減免の考え方、ちょっと私、詳細までは分からないんですが、やはりいろいろ、公の業務であるとか、減免規定がございまして、一定程度規定に基づいた減免制度というのが講じられているかと思っておりますので、それらも我々ちょっと勉強しながら、あと近隣他都市であるとか類似施設、いろいろ勘案しながら今後の使用料設定の考え方というのもしっかり策定をしながら、またこちらは改めて、お示しさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございます。

すみません。私、防犯面からでも顔が見える関係の構築、とても賛成なのですが、この予約システムとスマートロックのところを見ていますと、どこの段階で、初回利用するその新しい団体の方と、学校施設開放運営委員会さんがお会いするのかなと、その辺が少し気になります。あともう一つは、例えばトラブル時、ガラスを割ってしまった、もしくは学校の備品を壊してしまった等のときに、学校現場に負担をかけずに、ということなので、どなたが、どこの位置の方が窓口となって対応されるのかを、もし決まっていらっしゃったら教えていただきたいんですが。

【二瓶地域教育推進課長】

まず、新規団体と委員会、既存の関係なんですけども、今この新しいシステムを入れたとしても、まずは、今学校に登録いただいている団体を、このシステムに反映していく仕組みを取って

いきます。ただ一方で、新規に利用したいというお問合せが、事務局にやっぱり寄せられていますが、実は今までシステム化されていなかったこともありまして、その弊害と申しますか、正直現場任せであった実態があります。今後システム化することによって、事務局でも空いている施設がどこか、利用履歴を含めて全て確認することができておりまして、そうした事務局にお問合せいただいたところも含めて、我々事務局職員も、積極的に空いている施設と利用を希望するニーズとのマッチングというのをしていきたいなと思っております。そうした中で、各学校で開催される利用調整会議等に御案内をさせていただいて、そこで新しい利用者が気持ちよく使えるような形で、我々としても御案内していきたいなというふうに思っております。

それから、トラブル時の対応は、実はこの間、実証実験をやっていく中でも、利用者から声をいただいておりまして、やっぱり窓口対応のサポートではないんですけども、そうしたものを構築してほしいということを伺っております。実際、ちょっと事例が違うかもしれないんですけども、小中学校にG I G A端末を入れた際も、やっぱりコールセンター的なものを設置して、各学校からの照会、トラブル対応に対してきめ細やかに対応していった。我々としても、この移行時に関しては、ちょっと事務局だけではさばき切れないという可能性もありますので、ここについては、コールセンターと、あと、他都市ではいろいろ予約システム、それからスマートロックの一連の流れをDVD動画みたいにして、皆さんにもそれを見てもらいながら、利用しやすいような環境を整えているというのも伺っておりますので、我々としても、年間250万人近く延べ数で御利用いただいておりますので、とにかく丁寧な御案内を、私たち積極的に進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

【森川委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員、どうぞ

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

今の説明からも、既に利用いただいている方にまず御利用いただくなどして、安心な関係から始まるというところで、取り越し苦労になるといいなとは思いますが、保護者として一番心配なのは、施設を開放することももちろん大事ですが、その前に、まずは学校として、子どもたちが安全で安心して学習できる場所であることが保たれるというのが、大前提だと思っております。その上でお尋ねしたいのですが、資料の8-3にもアンケートの自由記述抜粋としてありますが、27ページ、学校の敷地に不特定多数の人が入ることについて、子どもの安全面への配慮などを怠らず考えてほしいというコメントがあります。私も同じ思いでおります。今は、安心な関係の中で使われていても、うれしいことに利用が広まるに連れて、今度は逆に、どのような方が出入りするかわからない中で、もしかしたら悪意を持ってカメラを仕込んだり、危ないものを置いていたり、もしくは潜んでいて翌日学校の中をうろつくチャンスがうかがっていたりとか、考え

ようによっては、たくさん危険なチャンスがあると思います。例えば、中を巡回して、翌朝には安全に使える状態に、ハード面、ソフト面もなっているのか確認していただくですか、例えば、この同じ資料の最後のほうには、他都市の例をたくさん載せてくださっていますが、安全対策で他都市の実施事例、何かありましたら教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

【二瓶地域教育推進課長】

他都市の事例を聞くと、どちらかという性善説に立っているところが多くて、やはり大家といますか、学校、もしくは貸している公民館等の方と、やはり一定程度顔の見える関係を構築しながら、気持ちよく使っていただいているというのが実態です。確かに、これから新規利用というのが増えてくるといった場合に、いろいろ我々も想定しなくてはいけないというところはあるんですが、まずはやはり、各学校で行われている開放委員会のような顔の見える関係というのは、残していきたいと思っていますので、そこで構築を図りながら利用していただく、またあと、我々のほうにもお問合せいただければ、いろいろ登録内容を確認させていただきながら、各学校に照会するなど、その辺は我々としても、ちょっと機能していきたいなと思っています。あと、ハード面的な安全面でいいますと、今御指摘のあったとおり、例えば開放している部屋から子どもたちの普通教室のほうに行ってしまうような危険だとか、そういったこともちょっと想定を、中に入れた場合にですね。基本的には、学校にセコムセキュリティが入っています。我々が開放するエリアというのは、例えば開放シャッターがあたりとか、区画が分けられる、そこにまず一定限定をしております、どうしても借りる部屋までの、職員室の前を通らなくてはならないとか、普通教室の前を通らなくてはならない、そういった施設は除外をしています。一定セキュリティで区画分けができるような、そういったところに限定してまず開放していくということと、それから、小学校で言えば、全校に防犯カメラというのは設置されておるんですが、今回の予約システムのところで言えば、入室履歴も全て把握できるということと、あと、原状復帰の確認については、用務業務の用務員さんなんかとも連携を図りながら、翌日の学校教育に支障のない範囲で貸していきたいなと思っています。正直ちょっとこれは、動きながらもいろいろ工夫・改善は必要だと思っておりますので、そこは今後、私どもも課題として受け止めながら、他都市でも何かこれという、もう決まったような何かセキュリティがあるかということ、なかなか千差万別なんですけれども、どうしても利用者をお願いするような立場で、原状復帰からお願いをしているという状況ではありますけども、我々も状況をしっかり確認しながら、これで全てがフィックスするわけではなくて、とにかく利用者が、みんなが気持ちよく利用できるように、そこは我々も課題のあぶり出しも含め、工夫改善しながら進めていきたいというふうに考えております。

現状では、以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

野村委員よろしいですか。

【野村委員】

分かりました。改めてお願いです。やはりカメラが仕込まれていたりということに関しては、なかなか気づけないと思うので、本当に難しいところですけど、何かあってからではやっぱり遅

いですし、子どもが傷ついてしまいます。塾なんかでも信用していた先生がということもありましたので、これは学校で絶対起きてはならないと思っていますので、その辺り、何とか人の目でパトロールでも何でもできたらいいなと思うので、一緒に考えていけたらいいなと思います。よろしくをお願いします。

【小田嶋教育長】

では、石井委員どうぞ。

【石井委員】

ありがとうございます。

利用者を拡大し、またその範囲が広がってくる、非常にいいことだと思うんですけども、ルールの策定とか、しっかりとした明示であるとか、仮に違反した場合の対応であるとか、そういったことが安全の確保であるとか、チェック体制をしっかりと確立するという意味からも大切なことだと思うんですけども、今まで、利用に関するルールというものがあつたのか、今後、ここで体制が変わるんで新たなものを考えておられるのか、今の現状が分かれば教えていただければと思います。

【二瓶地域教育推進課長】

ありがとうございます。

実は各団体様には、いろいろ規則等でもあるんですけども、それ以外に、皆さんが分かりやすいように「施設開放に関する手引」というものをお配りして、それを皆さん見ながら、大体そこに沿った流れで、申請登録・利用からやっていただいています。例えばグラウンドを使った後にごみが散らかっていたとか、そういったものは、基本我々のほうからちょっと指導させていただいて、場合によっては利用調整会議であるとか、皆さんが集まるときに、我々事務局職員が直接赴いて御指導させていただいたり、あと登録メンバーが変わって、例えば減免対象ではなくなったとか、そういったのも我々がチェックしながら、みんなが公平に使えるように、そういった形で、この地域教育推進課が令和4年度にできてから、積極的に地域のほうに足を運ぶようにしています。なので、今まで調整会議自体もままならなかったというところの支援も含めて、我々、定期の説明であるとか、いろいろな是正も含めて、個別に回っている状況です。こうした取組に関しては、全体的な市民説明会もそうなんですが、個別の各開放委員会にも我々足を運びながら、お互いに気持ちよく利用できるような仕組みに、これからも継続して現場のほうにも足を運んで整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【石井委員】

そういう手引があつて、それに沿って利用するというのも大切ですし、これ機会がというか、施設がたくさんになるわけですね。そうすると、基準というのがどこも等しくないとか、ちょっと甘いところ、あるいは辛いところみたいなことが出てくると、どうしても甘いところに集中しがちであるとか、それが基準の最低限みたいな形になる可能性が高いので、こういう開放施設委員会であるとか、いろいろな方が関わってくる中での解釈というのは、きちっと統一して、例外

をつくらないとか、ここではここまでオーケー、こっちの小学校ではここは駄目とか、そういう凸凹があると、セキュリティというのは弱くなりますから、全体として。ですから、そこら辺もしっかりと説明のときに、しんしゃくをして、注意をされていっていただきたいなというふうに感じます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

【二瓶地域教育推進課長】

その点で補足させていただきますと、我々積極的に地域に回っていると先ほど申し上げましたが、おかげさまで地域の方から、いろいろな情報がうちのほうにも届くようになりました。先ほど、甘い辛いではないんですけども、A校はいろいろな登録に関して緩いんですけども、B校に関してはなかなか利用が進まないとか、そういった情報も、地域の方から我々入手できるようになっておりまして、そういった現場を回っているというところが、今功を奏しているというわけではないんですけども、情報を得ることができておりまして、今後もそれは継続しながら、みんなが公平に気持ちよく使っていただくという前提の下、しっかり我々も進めていきたいと思います。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

安全とかセキュリティに関する御意見、御指摘大変ありがたいなと思います。

芳川先生、お待たせしました。どうぞ。

【芳川委員】

ちょっと違う観点のお話をさせていただきたいと思うんですけども、前々から学校施設の更なる有効活用について、非常に興味関心がありますし、とてもいい考え方だなというふうに思ったりしております。なぜかといいますと、地域の人が利用していただくというのは、とても社会教育の観点からも大事ですし、ちょっと今は、セキュリティの話をいっぱいしているんですけども、私としては、さっき受益者負担で受益している者たちの話もあったと思うんですが、例えば、もう少し福祉面での利用も、実はこれから先考えられるんじゃないかなという気がします。例えば、居場所、地域子どもたちではなくて、年齢を超えた小さな集団の居場所であったり、そうすると、例えば、例としてちょっと極端に挙げますけれども、昼間はなかなか外に出られない人たちでも、夕方とか、もしくは日曜日だったりとかしていくと、ちょっと出られる、そういう話合いの場であったりとか、活動であったりとか、小学校はすごく地域的に近いですね。どの家庭でも、学区というのは、狭いものですので、利用しやすいかなという感じがします。そうなってくると、単に何か楽しむための場所ではなくて、違う意味合いがそこには出てくるんじゃないかなというふうに思います。そうなってくると、受益者負担というのは、どの程度考えるのか。例えば、あるNPOがそれをお借りして、夜間に2時間だけ、なかなか外に出られない人たちのためにちょっと話合いをすとかというふうに、もしくは、とても昼間働いて忙しい保護者が、ちょっとそこでお互いに話合いをしたりとかというふうな部分も、これから先出てきたらいなという感じがします。そういう場合の、いわゆる受益者負担をどう考えるのかとか、つまり、

ちょっと違う意味合いの運用が、これから逆に言うと出てきたらいいなという感じがしますので、まだまだ、これからのことだと思えるんですけども、何かそこまでいくと、学校施設の更なる有効利用がものすごくいい意味合いで出てくるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

どうぞ。

【二瓶地域教育推進課長】

ちょっと補足させていただきます。

施設開放は、これは定期的な利用を前提とした利用者のための仕組みであるんですけども、今いろいろ居場所的なお話もございました。小学生で言いますと、今、放課後の校庭開放というのを進めておりますけども、また首長部局、こども未来局のほうでも、今、子どもの居場所というところの検討に着手しておりますので、今後そういったものがいろいろ形になってくるんじゃないかなというふうに感じております。それ以外に、例えば幼・小連携のようなスポット的な利用、こういったところは施設開放という、そういった枠組みではなくて、そうしたスポット利用的なところは受益者負担を求めるということではなくて、あくまで学校教育と連動させながらであるとか、そういったものも、いろいろこれから生じてくるかと思っておりますので、それらもしっかり学校を使っただきながら、施設開放というスキームに加えて、いろいろな地域の利用というのも、これから生まれてくるんじゃないかなと思っておりますので、我々、その辺もアンテナを張って、学校と一緒に調整を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

芳川先生、よろしいですか。

【芳川委員】

芳川です。ありがとうございます。

ぜひ学校の範ちゅうを超えて、例えばひきこもりとかというふうになっていきますと、今まで小学校に行ったんだけど、最近ほとんど地域と接点がないよというふうなことも、実は、本当に話す場所がなかったりという感じですので、ぜひそこを展開していただけると、非常に意味のある事業なんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 8は終了といたします。

報告事項No. 9 麻生区内学校施設包括管理業務委託の契約締結について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 9 麻生区内学校施設包括管理業務委託の契約締結について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【森教育環境整備推進室担当課長】

教育環境整備推進室の森と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、「報告事項No. 9 麻生区内学校施設包括管理業務委託の契約締結について」、御説明いたします。

資料につきましては、ファイルナンバー9でございます。

資料の左側を御覧ください。初めに、「1 これまでの経緯」についてでございますが、はるひ野小・中学校の次期事業検討に際し、民間活用のどのような手法を用いるか、事業者へのサウンディング調査や、他都市へのヒアリングを実施しており、また、令和5年3月に契約期間が満了となった「はるひ野小・中学校のPFI事業」において、民間活用の評価が高評価でございました。これらの検討を踏まえまして、施設の維持管理業務水準の向上を、はるひ野小・中学校以外にも波及させるとともに、かねてからの課題である職員の事務負担の軽減や、業務生産性向上の効果も期待できることから、麻生区内小・中学校を、全市立学校展開に先立つモデルケースとしまして、民間ノウハウを活用した学校施設の安全・安心の確保、また、効率的かつ効果的に維持管理を行うことを目的とした包括管理業務を導入することとしたものでございます。

対象校につきましては、区内の小中学校24校でございまして、具体的な学校名は、表に記載のとおりでございます。

対象業務でございますが、包括管理業務全体のマネジメントや、巡回点検等を行う施設マネジメント業務、保守点検や清掃等を行う維持管理業務、施設及び設備の不具合の修繕の発注等を行う修繕業務の3種類となります。

業務期間でございますが、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としております。

資料左側の一番下の表を御覧ください。事業者選定の経過でございますが、本契約は、公募型プロポーザルにより事業者を選定することといたしました。公募型プロポーザルとは、本市にとって最も有利な提案をした者を、随意契約の相手方として決定する方法であり、技術的に高度、または個性の重視される業務を発注するに当たり、その実施体制や実施方針、プロジェクトに対する提案書を複数の者から提出してもらい、ヒアリングを実施した上で最適な事業者を選定する方式です。

令和5年5月から、実施要領等の公表を行い、公募型プロポーザルによる契約手続を開始し、下の表から2段目でございますが、8月30日、31日において提案に関するヒアリングを実施し、優先交渉権者を選定いたしました。

資料の右上を御覧ください。「2 審査方法及び審査基準等」についてでございますが、「(1) 審査方法」につきましては、幅広い専門的見地からの意見等を踏まえるため、学識経験者等により構成する附属機関である、「川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会 包括管理

業務部会」において審査を行いました。各委員の所属及び専門分野は、表に記載のとおりでございます。

「(2) 各項目の審査基準及び点数化方法」についてでございますが、表の1段目の一番左の項目欄に記載する「1 事業者評価」から「6 事業者提案」までの基本的な項目につきましては、AからEまでの5段階評価とし、評価に応じて、表の一番右の点数化方式欄に記載の割合により点数を計算しております。2段目の「5－(1) 経済波及効果・地域活性化(提案者の構成)」につきましては、提案者に占める市内事業者等の割合に応じて点数を計算しております。

また、3段目、4段目の「5－(2) 経済波及効果・地域活性化(市内事業者の活用)」につきましては、本業務を行う上で、最も重要な課題と認識しており、提案の中で示された市内事業者への発注割合に応じて、3段階で評価し、点数を計算することとしております。一番下の段の金額につきましては、提案された最も安価な参考見積額に対する割合に応じて、点数を計算することとしております。なお、300点満点とし、各委員の全ての項目の点数を足し上げた上で、小数第2位を四捨五入した平均を合計点としております。

2ページを御覧ください。資料の左側、「(3) 評価項目」についてでございますが、左の欄が項目、右の欄が評価する内容となっております。項目は、「1 事業者評価」から「7 金額」までの7項目となっております。括弧内に配点を記載しております。なお、3、業務遂行能力及び5、経済波及効果・地域活性化の2項目に重点的に配点しており、合計300点のうち、それぞれ100点、70点としております。

次に、「3 優先交渉権者の選定」についてでございますが、「(1) 応募事業者」でございますが、5つのグループから応募があり、代表事業者の業者登録区分の内訳といたしましては、市内1社、市外4社となっております。

資料の右側を御覧ください。「(2) 審査結果」でございますが、既に9月7日に本市ホームページで公表しておりますが、市内事業者である、「和光産業株式会社」を代表事業者とするグループが、合計249.1点で最高得点となり、優先交渉権者として選定いたしました。

「(3) 優先交渉権者の概要」でございますが、「ア 構成」に記載のとおり、代表事業者は、市内中小企業の「和光産業株式会社」、構成事業者は、市外中小企業の「株式会社ハリマビシステム」及び準市内中小企業の「総合警備保障株式会社川崎支社」の3社によるグループとなります。

「4 今後のスケジュール」についてでございますが、優先交渉権者の選定後、これまでに事業者と仕様書等の協議を重ねてまいりました。また、優先交渉権者の本業務における総括責任者による対象校への現地調査を進めているところであり、11月に契約を締結いたします。契約締結後でございますが、表の2段目でございますとおり、市内事業者説明会を、令和6年1月に、本市と事業者の合同で開催する予定としており、今回の包括管理業務委託の目的及び従来委託業務との違いなどを丁寧に説明したいと考えております。

今後も、令和6年4月1日の業務開始に向けて、業務引継ぎ等の業務実施に向けた調整を今年度末まで進めてまいります。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

御質問等があればお伺いいたします。

田中委員。

【田中教育委員長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございました。

一応の確認なんですけれども、資料の中の各項目の審査基準及び点数化方法というのがありますね。これの5番目というのは、市内事業者への発注割合ということなんですけれども、これは、事前に応募者に対して、こういう、何ですかね、評価基準だということを伝えているわけではないんですよ。

【森教育環境整備推進室担当課長】

いえ、この評価基準は、全て公告の資料として掲載しておりまして、この辺りを市として重視しているよということ、ちゃんと分かるように公表しております。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。では、それでそれが分かった上で、応募しているわけですよ。ごめんなさい、理解の間違ひがあるのかもしれませんが、この発注割合75%以上云々というのは、これから受託しようとする業務について、市内業者にどれぐらい発注をするかというのを、プロポーザルの中で記述するわけですね。ということは、できるだけやっぱりAを取りたいわけですから、皆さん。となると、75%以上発注できるような事業計画を作ってくるというようなことが、前提だと考えてよろしかったですか。

【森教育環境整備推進室担当課長】

おっしゃるとおりです。提案の段階で、事業者がどの程度の割合をもう市内の事業者が発注するかというものを、提案内容として提案をさせております。その提案内容に応じて、この表に基づいて点数化を行って、あくまで最終的な評価は総合点で行っておりますけれども、基本的には、事業者提案に含まれて、もう記載されてくる内容になっております。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御報告ありがとうございました。

今回の報告に直接関係はないかもしれないのですが、お尋ねしたくて。施設の管理というのは、これはプールの管理もお任せするのですか、それは含まないのですか。

【森教育環境整備推進室担当課長】

プールは、いわゆる清掃は、やはり維持管理業務では入っているんですけども、いわゆる水を入れたりとか、止めたりとかという業務は、この業務の中には入ってはいないです。基本的には、各学校に常駐しているわけではありませんので、メインはいわゆる点検とかの維持管理と、あと・・・物が壊れた場合の原状復旧である修繕、それとそれらの発注のマネジメント、また併せて、あと巡回点検というような業務になりますので、プールの管理そのものは、今回は入っておりません。

【野村委員】

はい。分かりました。確認しました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 9は終了といたします。

報告事項No. 10 新川崎地区新設小学校の通学区域等の検討に係る進捗状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 10 新川崎地区新設小学校の通学区域等の検討に係る進捗状況について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【森教育環境整備推進室担当課長】

引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、「報告事項No. 10 新川崎地区新設小学校の通学区域等の検討に係る進捗状況について」御説明いたします。

資料につきましては、ファイルナンバー10でございます。

資料の左側を御覧ください。初めに、「1 通学区域について」でございますが、「(1) 長期推計に基づく現況」でございますが、令和7年度の新設小学校の開校時に、隣接する大規模共同住宅に居住する児童全員が新設小学校へ通学した場合の、新設小学校と近隣校である小倉小学校及び東小倉小学校の普通学級の児童数及び学級数の令和5年8月時点の推計値を「表1」にまとめております。新設小学校は、令和7年度の開校から令和11年度までの4年間で児童数は約2.1倍、学級数も約2倍となり、40学級を超える見込みとなっております。一方、小倉小学校では、令和7年度に児童数が3割程度減少することに伴い、学級数も25学級以下となり、その後もほぼ横ばいとなっております。また、東小倉小学校につきましても、児童数、学級数ともに減少する見込みとなっております。この状況を踏まえまして、本市といたしましては、これまでの方向性のとおり、新設小学校の児童数の状況が落ち着くまでは、大規模共同住宅が建設される地域を通学区域とする方向で検討を行いました。

次に、「(2) 地域への意見募集結果」についてでございますが、「ア 概要」でございますが、大規模共同住宅が建設される地域を通学区域とする方向性について意見募集を行ったものであり、「イ 実施期間」は、令和5年6月28日から8月4日までとなっております。「ウ 対象等」は、

日吉地区に居住する方々を対象といたしまして、自治会・町内会において回覧に御協力いただき、インターネットや電子メールで回答をいただいたほか、日吉出張所での回収箱の設置などで意見を募りました。「エ 実施結果」につきましては、回答数169件のうち、賛成意見が84件、反対意見が67件、その他の意見が18件でした。なお、主な意見要旨は表2に記載のとおりでございます。

「(3) 学校アンケートの実施」についてでございますが、「ア 目的」といたしましては、現在、既に大規模共同住宅から小倉小学校または東小倉小学校に通学している児童及び家庭に対して、新設小学校の開校後も、現在の就学校に通学する希望がどのくらいあるのかを確認し、開校時特例措置の要否について検討を行うため、実施したものでございます。なお、開校時特例措置は、資料の右上の四角囲みに記載のとおり、「新設小学校の開校年度に限り、新設小学校の通学区域内で、令和6年度に近隣校に就学している主に5、6年生の児童及びその弟・妹に対して、通常の指定変更の手続によらず、引き続き当該就学校への就学を認める措置」でございます。

アンケートの実施方法でございますが、各学校の夏休み期間に回答できるよう、夏休み前に学校経由で対象者にお知らせの上、インターネットにより実施いたしました。

「イ 結果」でございますが、「(ア) 小倉小学校」につきましては、対象者数約200人に対して回答数は112件、回答率は56%となっております。新設小学校の開校後も、小倉小学校への通学を希望する回答は9件、約8%となっており、全ての回答者が、開校時に5、6年生となる現3、4年生のものでした。

次に、「(イ) 東小倉小学校」につきましては、対象者約30人に対して、回答数は26件、回答率は86.7%となっております。新設小学校の開校後も、東小倉小学校への通学を希望する回答は5件、約19.2%となっており、そのうち、現3、4年生の回答は2件となっております。学年の内訳及び新設小学校開校後の通学希望内訳につきましては、学校ごとに、1-1から2-2までのグラフでお示ししているとおりでございます。

「ウ 開校時特例措置の検討」についてでございますが、近隣校の児童数の推計値や受入れ可能学級数、今回のアンケートに基づく新設小学校への通学希望の多さを考慮し、開校時特例措置を講じない方向で調整を行い、必要に応じて、他校と同様に指定変更手続で対応することとして、検討を進めてまいりたいと考えております。

2ページを御覧ください。資料の左側「(4) 地域への説明」についてでございますが、令和5年度末までに対象に応じた説明会を、少なくとも2回開催する予定としており、一つは、通学区域として想定している大規模共同住宅が建設される地域を対象とした説明会、もう一つは、小倉小学校に通学する児童の保護者を対象とした説明会を予定しております。

「(5) 中学校の通学区域」についてでございますが、大規模共同住宅は、現在、南加瀬中学校区となっておりますが、直近の長期推計において、同校での受入れが可能であることから、中学校の通学区域の変更は予定しておりません。なお、新設小学校の開校予定地及び現行の通学区域は、図でお示ししているとおりでございます。

資料の右側を御覧ください。「2 学校名について」でございますが、「(1) 地域への意見募集結果」でございますが、こちらは、5月の教育委員会で実施予定と報告しておりました、地域へのヒアリングの結果となります。「ア 実施期間」は、令和5年6月28日から8月4日まで、「イ 対象等」は、日吉地区に居住する方々を対象といたしまして、通学区域への意見募集と同様の手法により、インターネット等で意見を募りました。「ウ 実施結果」でございますが、「表3」に

記載のとおり、新設小学校の所在地の地名である「新小倉」とする意見が最も多く、続いて「新川崎」となっております。また、自由記載欄において、地名である「小倉」を含む学校名としてほしいとの意見が多数寄せられております。

次に、「(2) 児童を対象とした意見募集」についてですが、「ア 実施期間」は、令和5年10月25日から11月17日まで、「イ 対象等」は小倉小学校、東小倉小学校の児童のうち、大規模共同住宅から通学する児童及び新設小学校への関心がある児童としております。実施方法といたしましては、学校経由でお知らせの上、インターネットにより実施をしております。「ウ 概要」でございますが、複数の学校名案を挙げるとともに、自由記載欄を設けたアンケート形式としており、先に報告いたしました地域への意見募集の結果を踏まえるとともに、子どもたちの意見を聞くことを目的としております。

「3 今後のスケジュール」についてでございますが、学校名につきましては、児童を対象とした意見募集の結果をまとめた後、12月中旬頃までに庁内検討委員会にて候補案を選定いたします。その後、1月の教育委員会における通学区域案及び学校名案に関する議案審議、文教委員会への報告を経て、2月に令和6年第1回市議会定例会へ「川崎市立学校の設置に関する条例」の改正議案の提出を行う予定となっております。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

これは、学校名についてのところで、(2)に児童を対象とした意見募集というふうに、今説明をしていただきましたけれども、こうした児童を対象にした意見募集というのは、川崎らしくてすばらしいなというふうに感じているんですけども、こういった意見募集というのは、過去にも子どもたちに新しい学校ができているときに、その対象者に行ってきたかというのと、これは、期間が今月の17日金曜日までですから、ぜひ何かの形で、どんな意見があったかというのを、お知らせしていただければありがたいなというふうに感じます。

【森教育環境整備推進室担当課長】

児童へのアンケート、意見募集につきましては、さきに学校で造っております小杉小学校移行の際も、このときは、選択肢は二つだったんですけども、それに対しての意見募集ということで実施をしております。やはり、一番学校を使うのは児童ということがございますので、やはり児童の意見、それとあと、地域開放等も今後あるので、地域の意見を反映する意見をチェックということを重視して、実施をしているというところになります。また、結果につきましては、御報告の方向、もしくは、情報提供のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

今回のアンケート結果に基づいて、新しい学校に通学希望の方が多いため開校の特例措置を行わないということになりますと、例えば、特別支援級に通っているお子さんで、新しい環境になじむことが苦勞なさるお子さんもいらっしゃると思うんですけど、そういったお子さんは、通常の、何というんですかね、面談とか、書類の添付でもって、指定変更手続でもって、本当は新学校のエリアだけでも、今まで行っていた学校に通う手続をするということですよ。そういうことで合っていますか。

【小田嶋教育長】

では、学事課長のほうからお答えいたします。

【新田学事課長】

そちらの場合は、おっしゃるとおり、通常の指定変更の手続となりまして、今のケースの場合ですと、特別支援学級ということで、かなり児童の方に配慮が必要なところとかを見させていただくということとなりますので、通常ですと、指定された学校と自分が希望する学校の両方の学校長の所見を取っていただくこととなります。ただ、今回の場合は、まだ学校を開校していない段階から面談する形になりますので、来年度に新しい学校の準備担当のほうを設置する予定でございますので、そちらのほうと、現在通っている東小倉小学校または小倉小学校の校長のほうと面談をして、指定校の手続を取るという形を想定しております。

以上でございます。

【野村委員】

分かりました。ありがとうございます。

私も息子が特別支援学級にいるので、置き換えて考えてみたときに、ただでさえ配慮が必要だったり、普段の暮らしが大変な中で、息子の環境、子どもがこの環境を維持しようというときに、必要以上に動かなければならないのが保護者の大変負担になっております。今回の措置、人数のこととかもあるので、仕方がないというのは十分理解していますが、その子が一番学びやすい環境を守るために、親がいつもよりハードワークを強いられるということが、本当に想像しただけで疲れるんですね、正直なところ。そこを十分に御配慮いただいて、スムーズにその子が希望する場所が守られるように、どうぞ御協力をお願いします。

【小田嶋教育長】

芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

芳川です。御説明ありがとうございました。

1点、実は野村委員と近いことがあるんですけども、先ほどの資料の中、見ていきますと、

小学校1年生よりも学年が上がるに従って、新しい学校ではなくてという感じですので、つまり所属感が多分学年が上がると高くなるのではないかと思います。となってきましたと、4年生の子、5年生の子と実際になっていくと、自分の元の学校がいいというふうに、蓋を開けてみたらそういうふうに思っている高学年の子どもたちも結構出てくるんじゃないかなというふうに、ちょっと想像してしまうんですけども、それはもう今言ったように、それぞれの申請に合わせて考えるというふうに考えてよろしいでしょうか。

以上です。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【森教育環境整備推進室担当課長】

ありがとうございます。

委員のおっしゃるとおり、今の時点と、また実際にそのときの意識が変わる可能性は十分考えられることと思っております。一方で、資料のほうにも記載させていただきましたが、やはり新校の今できている新小倉の地域、大規模共同住宅が建っている地域ですね。ここの児童だけで、13年度ですか、そこまでかなり相当な人数と学級数、今の見立てでは、40を超える相当なマンモス校になることが想定されておりますので、やはり基本的には、その状況と、やはり周辺の学校の、東小倉小学校とか、特に人数が増えているところもあったりして、キャパシティの問題とかもあったりするので、その辺を含めて考えていかなければいけないと考えております。児童の希望というのは、非常に大事だというふうには考えておりますが、現実的な部分とのバランス等もしっかり考えなくてはいけないというふうに考えておりますので、その辺りを考慮して、最終的には判断することになりますが、今の現段階では、やはり、その地域を通学区とする方向で、検討をしていくというふうに考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

芳川委員よろしいですか。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。

私のほうからは、このアンケートについてなんですけど、児童への校名のほうではなく、地域への意見募集のほうのアンケートなんですけども、私の関わっている地域にも大規模マンション

ができたときに、ここほど大きくないんですけど、400世帯近くが一斉に入ってきて、一気に学級数が増えたことがあります。新しく引っ越してこられる方は、すごく大きな地域への希望も持っていらっしゃるし、同世代の同じような御家庭の方が、様々な意見を持って一気に入っていらっしゃるの、賛成意見のほうはいいんですけど、反対意見のアンケートをいただいて、これいただきっ放しではなく、このことも踏まえて、なぜ、ではこうなったかという説明、丁寧な御説明を配布するなり、お知らせするなりしていただけたら、不満を持ったまま新校のほうになってしまう場合に、教育現場のほうに何らかの形で行ってしまうかもしれないので、その辺の御配慮というか、意見をいただいたらちょっとお返事みたいな、納得していただける形のものをお知らせいただけたらありがたいなと思います。

【森教育環境整備推進室担当課長】

ありがとうございます。

地域の説明をできるだけ丁寧にやっていきたいというふうに考えておりました、先ほども御説明させていただきましたが、最低限年に2回、年度内で2回考えておりました、一つは、今の想定される地域である大規模マンションの地域等と、もう一つは、主に小倉小学校に通っているところをメインということなんですけれども、それと加えて、今いただいた意見、反対意見の多いところも含めて、区役所とも調整しながら、できるだけ丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【森川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにかがですか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございます。念のためなんですけども、調査の方法について、確認を1点したいと思います。

従来の社会調査であれば、例えば今回、日吉地区でやるわけですので、日吉地区に住む人、仮に成人であれば、18歳以上とか20歳以上とか、その全数がいわゆる母集団という形になって、その全員にアンケートをするか、あるいは、コスト的になかなか難しいということであれば、ランダムサンプルというようなことをして、全体の縮図になるように、統計的に問題ないようにサンプルを取って、そういう全数にしる、サンプルにしる、アンケート調査票を作り、それを皆さんに配布して回答してもらうわけですけど、その場合、郵送調査であったり、あるいは、家庭に訪問して面接しながら回答してもらう面接調査とか、それから家庭に置いておいて、後で郵送とか、引き取りに行く留置き調査とかいろいろあるわけですけども、そういうかなり全体の傾向が統計的に問題なく入手できることとか、それから一人1回しか回答できないということに相当気を遣いながら、伝統的な社会調査をやっているわけですね。それに対して、最近は何ていい

ますか、インターネットで行うとか、それから行政がよくやる、別に川崎だけではないんですけど、いろいろな自治体で行うのが、出張所とか公民館とかそういうところに調査票を置いておいて、関心のある方が持って行って投函していただくとか、そういう形を取るケースが多くなってきているのが、ちょっと気になっているんです。

それで、今回、インターネットとか、紙媒体とか、電子メールというふうにありますけれども、まず、統計的うんぬんについては、こういう調査は必ずしも住民全体の縮図にならなくても、関心ある人が回答をしてもらえばいいという考え方に立てば、もう全体の縮図でなくても、関心ある人たちの回答結果なんだということで、これは、政策的に有効だという見方はできると思うんですね。だから、それはある意味一つの考え方だと思うんですけど、もう一つ、一人1回しか回答できないかどうかというのが、ちょっと気になる点なんですけども、今回、とりわけ校名になってくると、特定の個人がたくさん紙媒体を持って行って、たくさんの投票をすとかですね、あるいは、特定のグループがたくさん回答すとか、インターネットでも機械（アカウント）を変えれば、多分特定の人が何回もできるのではないかと思いますし、その辺り一人1回しか回答できない方式で厳密にやっているのか、あるいはそうではないのか、その辺りの方法論について、ちょっと確認をしたいと思います。

【森教育環境整備推進室担当課長】

ありがとうございます。結論から申し上げますと、厳密にですね、そこを1回でコントロールするやり方はできてはおりません。一応、これちょっと性善説に立ち至っているところがありますけども、チラシとそのアンケートのところに、基本的には一人1件の回答しかできませんということは、一応明記をさせてはいただいているんですけども、それを系統的に同じ人がやったときに、どこかで分かるかということろまでは、実際できない、できていないのが実情というところはございまして、一応そこは、そこに明記することで、一応抑制をするというやり方で、今回実施をしております。

以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

了解しました。一人1回しか回答できないということが明記されているというのは、とても大事なことだと思いますので、とてもいいことだと思いました。

あとは、これからこういうことを行いながら、何か特定の人や特定層に偏った回答になっていないかどうかを、常に気にしながらやっていただけるとありがたいと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

あとはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 10は終了といたします。

報告事項No. 11 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

本波教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項N o. 11 は承認された。

報告事項N o. 12 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

細見教職員人事課長が説明した。

報告事項N o. 12 は承認された。

9 議事事項

議案第31号 免職処分取消等請求控訴事件について

本波教職員人事課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第31号は原案のとおり可決された。

議案第32号 令和5年度教職員表彰について

小林教職員人事課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第32号は原案のとおり可決された。

議案第33号 川崎市文化財保存活用地域計画（案）の策定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第33号 川崎市文化財保存活用地域計画（案）の策定について」の説明を、文化財課長、お願いします。

【竹下文化財課長】

それでは、「川崎市文化財保存活用地域計画（案）の策定について」、御説明させていただきます。

ファイルナンバー13-1、議案第33号が計画の本編でございますが、概要版により御説明させていただきますので、ファイルN o. 13-2（概要版）を御覧ください。「川崎市文化財保存活用地域計画（案）」の1ページを御覧ください。「はじめに」の「1 背景」としまして、社会状況の変化により、地域の貴重な文化財の消失等の防止が課題となっております。

国では、文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域全体で保存・活用に取り組む仕組みの整備のため、平成30年に文化財保護法を改正し、市町村による「文化財保存活用地域計画」の策定、文化庁による認定を制度化しております。

なお、本市では、人口が150万人を超え、新しい市民が増えており、また、令和6年の市制

100周年を機に、多くの市民に本市の歴史文化を広く理解し、地域に愛着を持ってもらえる取組が求められております。

「2 計画策定の趣旨」でございますが、平成26年に策定し、今年度末に計画期間が満了する、「川崎市文化財保護活用計画」の取組の成果や課題を踏まえ、改正された文化財保護法に基づき、「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定し、本市の文化財の保存と活用に関する取組を位置づけた、新たな計画とするものでございます。

「4 計画期間」でございますが、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、本市総合計画のほか、関連計画等の改定の際には、必要に応じて本計画の見直しをしております。なお、「文化庁への認定申請」につきましては、計画策定後、令和6年4月に文化庁長官に認定申請を行う予定でございます。

「5 文化財について」でございますが、本計画で扱う文化財は、文化財保護法に規定された文化財6類型等のほか、本市独自の制度である地域文化財等、未指定を含む文化財も対象となっております。

次に2ページを御覧ください。「第2章 川崎市の文化財の概要」でございますが、本市の各種文化財の件数を一覧でお示ししております。「第3章 川崎市の歴史文化の特徴」は、市域の歴史や文化を整理し、その特徴を「丘陵で営まれた暮らし」など、5つにまとめております。

「第4章 文化財の保存・活用に関するこれまでの取組」でございますが、これまでの取組と課題について、現行の「川崎市文化財保護活用計画」の5つの方針ごとに整理しております。

「(1) 文化財把握の方針」では、各種文化財調査を行うとともに、その成果を公表している一方で、文化財のデータベースの構築、埋蔵文化財の整理作業が課題となっております。

「(2) 文化財の保護活用の基本的な方針」では、平成29年度に「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設し、これまでに213件の地域文化財を決定している一方で、コロナ禍の影響で民俗芸能の活動継続に向けた取組等が重要となっております。

「(3) 文化財の保護活用を推進するための体制整備」では、平成28年度に「川崎市文化財ボランティア」の登録制度を立ち上げ、活用事業や調査に参加していただいている一方で、新たな担い手の確保や、埋蔵文化財の適切な保存管理等が課題となっております。

「(4) 個別の文化財保護活用(管理)計画の考え方」では、国史跡で指定された橘樹官衙遺跡群の適切な保存活用、計画的な整備のため、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」等を策定した一方で、その後の遺跡群の調査及び公有地化の進展により、当該計画の改定が必要となっております。

「(5) 関連文化財群/歴史文化保存活用区域の考え方」では、橘樹官衙遺跡群において、周辺の文化財を地域的なまとまりとして活用した史跡めぐり等の事業を実施したものの、具体的なテーマや地域を設定して活用を進めるまでには至っておりません。

続いて3ページを御覧ください。「第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組」の「1(1) 基本理念と施策の方向性、基本方針」でございますが、新たな計画は、第4章で御説明した現行の「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念、施策の方向性を継承いたします。基本理念は、「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」とし、施策の三つの方向性は、記載のとおりでございます。そして、この施策の方向性を基に取組を展開するため、四つの基本方針を設定しております。

資料右側に参りまして、「2 文化財の保存・活用に関する現状と課題及び個別の取組方針」で

は、これまでの課題を踏まえ、4つの基本方針ごとに現状と課題を整理し、個別の取組方針を設定しております。

4ページを御覧ください。こちらは、基本理念から主な取組までを一覧として示しております。具体的な取組のうち、ひし形が重点事業、黒丸が新規事業でございます。

主な取組でございますが、「基本方針（1）文化財の現状把握・調査・研究の強化」では、石造物調査の継続、民俗資料や近現代文化財の新規調査等を行ってまいります。

「基本方針（2）文化財の確実な保存・継承・修理・整備」では、計画的な文化財の指定、地域文化財の表彰、顕彰を行うほか、本市初の国史跡に指定されております橘樹官衙遺跡群の史跡整備の推進、被災時対応のための文化財所有者・管理者との情報共有、被災時対応マニュアルの整備等を行ってまいります。

「基本方針（3）文化財の普及活用の推進」では、SNS等を活用した文化財情報の発信、区役所や社会教育事業との連携強化、文化財の現地公開・見学会の開催、また、関連文化財群や文化財保存活用区域を設定し、具体的な取組を行ってまいります。

「基本方針（4）文化財の保存・活用の担い手の育成」では、市民参加による文化財情報収集の仕組みづくりの検討、埋蔵文化財の適切な保存管理等を行ってまいります。

5ページを御覧ください。「第6章 文化財の保存・活用の推進体制等」でございますが、「1本市の推進体制」として、文化財保護主管課である文化財課を中心に、庁内関係部局や関連団体、市民等と、幅広く連携してまいります。

「2 計画の進行管理と評価」では、4つの基本方針ごとに設定した目標値の達成度や、取組の実施状況を点検し、毎年度自己評価を行い、川崎市文化財審議会からの意見を聴取の上、次年度以降の取組に生かしてまいります。基本方針ごとの指標、目標値は表のとおりでございます。

資料右側に参りまして、参考として「関連文化財群と文化財保存活用区域の設定の具体的内容」を記載しております。市民が身近な文化財を理解し、地域への興味や愛着を深めるため、本市の歴史文化の特徴を表す多様な文化財を、共通の背景や文脈を持つストーリーやテーマでまとめる関連文化財群、また、様々な文化財が集まる保存活用区域を、市域の歴史文化をひもとく手がかりとして設定いたします。

関連文化財群は6件設定しており、事例として①「二ヶ領用水と地域開発」では、用水を開いた小泉次太夫や円筒分水のほか、用水に関する古文書や、市民の憩いの空間として整備された現代の用水など、市内に点在する文化財や関連場所をストーリーやテーマで整理・活用いたします。

保存活用区域は2件設定しており、①「日本民家園と里山の風景」は、生田緑地の里山の風景を生かして設置された日本民家園や、周辺にある様々な種類の文化財を区域として整理・活用いたします。②「加瀬山」につきましては、国宝秋草文壺や縄文時代と弥生時代の前後関係を明らかにした、考古学史上貴重な遺跡であります南加瀬貝塚等がかつて所在しており、川崎市の歴史を考える上で重要な加瀬山周辺について、その歴史や文化を発信してまいります。

6ページを御覧ください。今後のスケジュールでございますが、議会へ報告後、12月4日から1月10日まで37日間パブリックコメントを実施し、市民意見を反映の上、3月に教育委員会に御報告させていただき、計画として決定していただく予定でございます。

なお、資料のファイルNo. 13-1、計画の本編につきましては、後ほど御参照ください。説明につきましては以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。意見もあるのですが、まず質問のほうを二つしたいと思いません。

一つは、途中ボランティアのことが出てきました。文化財ボランティア。現状で、文化財ボランティアが何人ほどいらっしゃるのかということと、それからクラウドファンディングのことも出ていましたけども、実際にクラウドファンディングの実績がどのようになっているのか、その二つをまず教えていただけるでしょうか。

【竹下文化財課長】

まず、文化財ボランティアについてでございますけれども、平成28年にまず文化財課で公募をして、それでまず研修を受けていただいた方、研修を修了していただいた方28人の方でスタートいたしまして、主な活動としましては、文化財の公開事業だとかそういったもののお手伝い、それから、コロナでしばらく中断しておりましたが、昨年度からは文化財の所在調査、具体的には石造物、道にあるお地蔵さんですとかそういったものを調査する活動などを行っていただいております。

もう一つ、クラウドファンディングにつきましては、この夏場に実施をいたしまして、今、整備が進んでおります国史跡の橘樹官衙遺跡群におきまして、こちらの活用事業の一環として、古代の役人が着ていた衣装を作成しようということで、これを今後、今、古代の倉庫の建物の復元工事が行われていますので、こういった初めてこういったものができてくる、それを活用して、そこで更に古代の衣装を着ていただいて、市民の方に古代の雰囲気だとかを味わっていただいて、こういった川崎の歴史文化の価値を、理解を深めていただくという趣旨でやっております、目標100万円ということでスタートいたしましたけども、おかげをもちまして170万円の寄附をいただいたところでございます。今後、こちらを使って衣装のほうを作ってまいりたいと考えております。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。ちょっと続いて今のところで。ボランティアの方の数なんですが、28人とおっしゃいましたけども、これ平成28年に研修をして、それを修了をした方が28人というお話ですけれども、その後は増やしていないんですか。

【竹下文化財課長】

その後、2期、1期、2期と募集等を行っております、もちろん途中で交代された方もおりますけども、今は28人の方が活動されております。

【田中教育長職務代理者】

なるほど。じゃあ、当初平成28年に28人が誕生し、その後若干入替えがあるものの、今も

28名ということでしょうか。

【竹下文化財課長】

はい。そういう状況でございます。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。

それでは、それを受けてちょっと意見としてよろしいですか。

二つあるんですけども、一つは今のボランティアの件なんですけど、評価指標のところを見たときに、文化財ボランティアが参加した事業日数、これを目標値にしていると思うんですね。それも重要だと思うんですけども、ボランティアの数を増やすということも大事ではないかなという気がするので、この目標値にボランティアの人数というのを入れていいのではないかなと思うのですが、それについて何かお考えがあれば、伺いたいのが一つ。

二つ目は、文化財保存活用区域というところに、最後のほうに日本民家園と里山の風景とありますけれども、これが民家園はもちろん、もう文化財として非常に重要なものだというのはよく分かるんですけども、里山の風景を保存すべき文化財の一環に入れるとすると、昔の里山と、今のそれが残っている風景は全く違うと思うんですね。昔であれば、恐らくこの区域でも薪とか炭に使って、伐採して、更新してという、比較的若い雑木林を維持していたのが昔の里山で、今はかなり大木化していて、ナラ枯れの問題も発生し、今、かわさき自然調査団であるとか明治大学の農学部であるとか、その辺りがかなり里山の維持に力を入れていらっしゃると思うんですね。

ですから、ここで里山の風景を保存文化財とするからには、やはり昔の風景に戻していくということが大事だと思うんですけども、その辺についてもお考えなのかどうか。考えていないとしたら、ぜひかわさき自然調査団辺りと連携しながら進めていただけるとありがたいと思いました。

以上2点です。

【竹下文化財課長】

ありがとうございます。まず、指標にも出しておりますけれども、文化財ボランティアの方の参加事業日数というものをに入れておまして、これはいわゆる延べの日数として目標を掲げております。こちらについて、課題とかにも示しておりますけれども、やはりボランティアの方々も、どちらかといいますと高齢の方が増えてきておりますので、やはりこれから長くやっていくに当たりましては、引き続き募集をかけたり、いろいろな年代の方に参加していただくという必要があるかと思っておりますので、そういった人数も含めて延べということで増やしていきながら、日数を増やして、活動の幅も広げていきたいというふうに考えております。

こちらが一つと、あと、保存活用区域のことにつきましては、確かに里山の風景ということで、生田緑地につきましては、もともとやはり里山ということで、今もコナラだとかそういった炭だとかに使われた木がたくさん残っておりますけど、ただ、今お話もありましたようにナラ枯れだとかの被害もある中で、公園のほうは、御存じのように様々な方々が、自然保護の方だとか整備の方が入りまして、公園の維持、それからその風景だとか、自然環境の維持に努めておるところでございますので、そういったところと連携しながら、かつての里山の風景を、こういったものは

どんどん変わってくる部分はもちろんあるんですけども、周辺も含めて、ここにもちょっと入れておりますけれども、近くの地域で初山というところでは、獅子舞も行われていたりだとか、この地域に古い城跡だとか、そういった文化財もありますので、そういった風景とやはり文化財というものを生かして、この文化財を集積した場所について、かつての里山というところも意識しながら、自然環境も現状に合ったように意識しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

【田中教育長職務代理人】

ありがとうございます。ちょっと1点だけ。繰り返し申し訳ありません。ボランティアのほうなんですけど、延べというお話がありましたけども、日数の延べというのはよく理解できなくて、延べということであれば、人数×日数になるのではないかなと思いますけど、そういう延べではないですか。

【竹下文化財課長】

延べというのは、実は、実際に今活動されているときに、調査で1日で二つ、三つのグループに分かれて、同じ日に違うエリアを調査に行っていたりすることもありますので、そういったものについては、それぞれのグループでの日数をカウントしていきたいと、そういう趣旨でございます。

【田中教育長職務代理人】

なるほど、そういう意味ですね。はい、分かりました。それ、そういう数え方での目標が42とか25とか、そういう意味ですね。

【竹下文化財課長】

はい、そのとおりでございます。

【田中教育長職務代理人】

分かりました。ちょっとその辺、注があったほうが良いような気がしました。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

芳川です。御説明ありがとうございました。とても面白く、言ってはいけないんですけども、とても面白く本編のほうを読ませていただきました。

川崎において様々な文化財があって、それが結果的に文化の伝承に伝えていて、それが川崎市民にね、我が町だという形で誇れる町というふうにつながっていくというふうに思っていますので、とても意味のある計画だと思っています。読ませていただいて思っていることは、すごく例えば大きな文化財があるところでは、結構説明しやすくつながりやすいんですが、そうではなく

て、どちらかというとなり文化財であったりとか、もしくはあんまり大きいところではなく、例えば恥ずかしいですけども、麻生区にいますけど、先ほどちらっと見たら、禅寺丸というところが出ていて、各区についての紹介がもう少し深まりがあったりとかすると、もちろんこれから、これは計画ですから広まっていくと思うんですけども、そうすると自分が住んでいる地域の愛着や、文化伝承を更にみんなの中で伝わっていくと思いますし、今、田中委員が言っているこのボランティアというのも、きっと自分の地域とか、あるいは自分が好きな文化財について取り組みたいという気がしますので、何かその、川崎全般というのもとても大事なんですけども、どこかの形で、何らかの形で、各区についての部分をちょっと強調できるようなものをどこかで出していただけると、更にいいなというふうに思いました。

以上、感想です。

【小田嶋教育長】

コメントありますか。

【竹下文化財課長】

ありがとうございます。この本編には、御覧いただくとお分かりかと思いますが、各区の紹介は簡単にあります。それから、通して、歴史を通した川崎の外観はあるんですけども、一つ地域文化財の顕彰制度というのがありまして、こちらは地域の方から、自分の地域にはこういった文化財があるけどあまり知られていないですよ、紹介してくださいというような形での推薦をいただいて、それを今213件ほど全市で決定しているんですけども、そういったところで、非常に麻生区でも、例えば岡上地区ですとかそういったところでまとまって、地域の方が積極的にこういうものを出していただいて、それをまた活用していただいております。

そういったところも進めていくのと、あと今、各区役所も非常に地域の魅力発信に取り組んでおりまして、いろいろなまち歩きマップだとか、そういったものを作っておりますけども、そういった市内の連携の一つのツールとしてこの計画も活用して、より各区だとか地域の方と連携しながら、歴史文化を中心に区の魅力発信をしていただけるといいかなという、そういう思いも込めて計画をしております。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

外国に行くと、いろいろとその土地土地の文化財、非常に力を入れて訪問したりしてしまっていて、僕もいろいろなところに行くと、どんな小さな町や村でも、こういうところがあったらぜひ見てくれとかですね、連れて行ってもらったりして、そこに地域の人が誇りを持って関わっていて、それをまた外国人にも本当に自信を持って説明したりしているところがありまして。

川崎市の今の計画というのは、日本人であるとか地域であるとか、その内的な部分の人にもそんなんですけども、外国人に対しても非常に興味深いところだと思います。僕も川崎大師ですとか二ヶ領用水とか、いろいろな外国の研修員が来日した際に連れて行ってもとても喜んでますし、非常に興味を持って日本のことも考えてくれるので、ぜひ川崎市のこういった計画がしっかりと進んで、整備されて、特に来日あるいは在住の外国人に対しても、日本人、日本、日本の文化というのが身近に感じられるすばらしい部分であると思いますので、計画がしっかりと進んで、成果も上がるということを期待したいと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第33号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上をもちまして、本日の会議は、終了といたします。

(16時14分 閉会)